

花巻市社会福祉協議会宮野目障害者基準該当生活介護重要事項説明書

令和7年4月1日改訂

障害者基準該当生活介護は、地域において生活介護が提供されていないことなどにより、生活介護を受けることが困難な障がい者に対して、通所介護により支援するものです。

この説明書は、花巻市社会福祉協議会宮野目障害者基準該当生活介護事業所とサービス利用契約の締結希望者に対し、事業所の概要、サービス内容及び契約上の注意事項を説明するものです。

1 事業所（宮野目デイサービスセンター）が提供するサービスについての相談窓口

電話 26-2666（午前8時30分～午後5時15分まで）
担当 小笠原 利佐

2 事業者

名 称	社会福祉法人 花巻市社会福祉協議会
代 表 者	会長 高 橋 照 幸
本 部 所 在 地	岩手県花巻市石神町364番地
電 話 番 号	0198-24-7222
ファックス番号	0198-22-4283
法人設立年月日	平成18年4月1日

3 花巻市社会福祉協議会障害者基準該当生活介護事業所（宮野目デイサービスセンター）の概要

(1) 事業所の概要

名 称	花巻市社会福祉協議会宮野目障害者基準該当生活介護事業所
指 定 機 関	花巻市
開 設 年 月 日	令和 元年11月 1日
所 在 地	岩手県花巻市西宮野目第6地割97番地1
管 理 者	宮野目デイサービスセンター施設長 根子 裕司
法令順守責任者	花巻市社会福祉協議会常務理事 細川 祥
電 話 番 号	0198-26-2666
ファックス番号	0198-26-5333
事業所の通常の事業の実施地域	花巻市内
本事業の利用定員	1日当たり5名

(2) 事業所の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～土曜日
受 付 時 間	午前8時30分～午後5時15分（相談窓口）
営 業 時 間	午前9時～午後5時（サービス提供時間）
休 業 日	日曜日、12月29日～1月3日

(3) 事業所の職員体制

	資格	業務内容	人員数
管理者	社会福祉士	職員及び業務の管理	常勤 1名(1)以上
生活介護サービス提供責任者	介護福祉士	サービス提供、相談	常勤 1名(1)以上 非常勤 0名()
生活相談員	社会福祉士または社会福祉主事	サービス提供、相談	常勤 2名(2)以上 非常勤 0名()
看護職員	看護師	健康管理、相談、機能訓練	常勤 2名(1)以上 非常勤 1名(1)以上
	准看護師		常勤 0名(0)以上 非常勤 0名()
介護職員	介護福祉士	通所介護サービス（生活介護サービス）の提供	常勤 2名(2)以上 非常勤 5名(0)以上
	ホームヘルパー2級修了者等		常勤 1名(1)以上 非常勤 1名(0)以上
機能訓練指導員	看護師	機能訓練の指導、実施	常勤 2名(1)以上 非常勤 1名(1)以上
	准看護師		常勤 0名(0)以上 非常勤 0名()
調理職員	栄養士	食事サービスの提供	常勤 0名() 非常勤 0名()
	調理師		常勤 0名() 非常勤 2名(0)以上

()内は兼務者の人数

(4) 施設・設備等

食堂兼機能訓練室	125.21㎡
浴室	一般浴槽と特殊浴槽があります。
休養室	1室1床
相談室	1室
送迎車	4台

4 提供するサービス内容

当事業所では、花巻市が決定した支給量に基づき、障害福祉サービス受給者証（以下「受給者証」といいます。）に記載された利用上限支給量内で、利用者の意向や心身の状況を踏まえて、下記のサービス内容の中から個別支援計画を作成します。

個別支援計画は、利用者やその家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

(1) 機能訓練

利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

(2) レクリエーション・創作活動等

軽いレクリエーションや趣味手芸などの創作活動を週ごとに実施します。

(3) 社会適応訓練

利用者の心身の状況を踏まえた社会適応訓練を実施します。

(4) 必要な介助

排泄の介助のほか、事業所での活動を行うときに必要な介助を、利用者の希望及び心身等の状況に応じて行います。

(5) 生活等の相談

利用者の医療・福祉・生活等の相談に応じます。また、希望に応じて家族等に介護技術の指導を行います。

(6) 食事の提供

栄養のバランスのとれた昼食等を提供します。利用者の状態により食事の介助をします。

(7) 入 浴

ヘルストン温泉装置により9つの温泉効能があり、天然温泉気分が味わえます。活性石によるミネラルたっぷりの弱アルカリ性のお湯ですので、湯あたりが良く体の芯から温まります。また、車イスに乗って入浴できる中間浴リフト等の特殊浴設備があるほか、職員が介助しながらの入浴となりますので、自宅での入浴が難しい方でも安心です。

(8) 送 迎

ご自宅と事業所間を、車椅子のまま乗車できるリフト付車両等で送迎を行います。

5 料金

(1) 基本料金等

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく関係法令「生活介護」の利用給付単位に基づき設定しています。)

① 1日の利用料

(単位：円)

項目名	基本料金	食事加算料金	合計金額
生活介護サービス費	6,970	300	7,270
利用者負担額	697	30	727
非課税世帯負担額	0	0	0

② 食材料費

1食につき、材料費代として220円いただきます。

③ おむつ代、レクリエーション等にかかる費用等は別途利用者負担となります。

(2) 利用者負担に関する月額上限

1ヵ月当たりのサービスにかかる負担については、受給者証に記載されている上限額に応じて設定し、それ以上の負担がある場合は、超える利用料金はいただきません。

(3) 交通費

実施地域(花巻市内)にお住まいの方は、無料です。

ただし、実施地域を越えて行うご利用に要した交通費は、実施地域を越えた地点から1km当たり25円をご負担いただきます。その場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対して説明を行い、同意を得ることとします。

(4) 支払い方法

利用料金は、1ヵ月毎の精算になります。毎月、前月分の請求をさせていただきますので金融機関口座振替にてお支払いください。やむを得ない場合に限り現金での支払いをお受けいたします。

お支払いいただいた際に領収書を発行いたします。ただし、金融機関口座振替の場合は、必要に応じて領収書を発行いたします。

(5) その他

利用料及びその他の費用の支払いが、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から1カ月以上遅延し、期間を定め再三の催告にもかかわらず支払わない場合には、サービスの提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

契約後、速やかに個別支援計画を作成し、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

ア 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の14日前までにお申し出ください。

イ 利用者は、下記の場合は直ちに契約を解除することができます。

(ア) 事業者若しくはサービス従事者が、正当な理由無なくサービスを提供しない場合

(イ) 事業者が、秘密の保持（守秘義務）に違反した場合

(ウ) 事業者が、社会通念を逸脱する行為を行った場合

(エ) 他の利用者が、利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

ウ 事業者の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了14日間の予告期間を置いて文書等で通知いたします。

エ 事業者は、下記の場合にサービスを終了し、直ちに契約の解除等を行う場合があります。

(ア) 利用者が、サービス利用料金の支払いを1カ月以上遅延し、期間を定め再三の催告にもかかわらず支払わない場合

(イ) 利用者が、故意又は重大な過失により、事業者若しくはサービス従事者に生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合

(ウ) 利用者やその家族などが、事業者やサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

(エ) 天災、災害、その他やむを得ない理由により、事業所を利用できる見込みがない場合

(オ) 利用者が、連続して3ヵ月を超えて医療機関に入院すると確実に見込まれる場合又は現に連続して3ヵ月を超えて入院した場合

(カ) 利用者が、お亡くなりになった場合

(キ) 事業者が、解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

(ク) 事業所が、市の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

(ケ) 利用者が、受給者証の交付を受けられなかった場合

(コ) 事業所の滅失や重大な破損により、サービス提供が不可能となった場合

(サ) 利用者やその家族などの責任において、事業者やサービス従事者が損害を被った場合

7 当事業所のサービスの特徴

(1) 運営の方針

ア 障がい者の心身の特性を踏まえて、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者又はその介護を行う者の身体その他の状況及びその置かれている環

境に応じて、入浴、排泄及び食事の介護、機能訓練等を行います。

イ 事業者は、サービス提供に当たっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその介護者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行います。

ウ 介護技術の進歩に対応し、適切な技術をもってサービスの提供を行います。

エ 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(2) サービス利用に当たっての留意事項

ア 利用日を変更や追加する場合

(ア) 利用日を変えたい場合は、サービス提供日の7日前までに事業所へ申し出てください。また、利用者の都合でサービスを受けられない場合にも連絡してください。

(イ) 利用日を増やしたい場合は、花巻市障がい福祉課担当窓口で手続きをしてください。

(ウ) 看護師宅及び介護職員宅への直接の連絡には応じかねます。

イ 看護師、准看護師及び介護職員の禁止行為

(ア) 医療行為(ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く)

(イ) 利用者若しくはその家族等からの金銭、物品の授受

(ウ) 利用者若しくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

(エ) 利用者若しくはその家族等に対して行う迷惑行為

ウ 看護師、准看護師及び介護職員の研修

資質の向上を図るために、年2回以上の研修を実施しています。

8 秘密保持と個人情報の保護

(1) 事業所の職員は、サービスを提供する上で、知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。契約終了後及び退職した場合も同様です。

(2) 事業者は、利用者又はその家族からあらかじめ文書で同意を得た上で、サービス担当者会議において、利用者又はその家族の情報を用いる場合があります。

9 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医又は協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。

また、利用者又はその家族があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡いたします。

10 非常災害対策

① 非常災害 …………… 花巻市社会福祉協議会防災計画に基づき行います。

② 防災設備 …………… 法令に基づいた消火器設備、誘導灯設備、自動火災報知設備を設置しています。

③ 防災訓練 …………… 通報、消火、避難誘導の訓練を年2回実施します。

④ 防火管理者 …………… 根子 裕司

11 虐待防止等のための措置

(1) 事業者は、利用者の人権擁護、虐待防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

ア 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者

管理者 根子 裕司

イ 苦情解決体制を整備しています。

- ウ 職員に対する虐待の防止等を啓発・普及するための研修を実施します。
- エ 虐待の防止及び身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を職員に周知徹底します。
- オ サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを行政機関に通報します。

(2) 事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等の恐れがある場合などは、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最低限の範囲で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

- ①緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- ②非代替性……身体拘束以外に、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- ③一時性……利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

(3) 成年後見制度の利用を支援します。

(4) 苦情解決体制を整備しています。

1 2 事故発生時の対応と賠償

(1) サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに花巻市、利用者の家族等、障害者相談支援事業所に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2) 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰する事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

ただし、利用者及びその家族に故意又は過失が認められる場合には、利用者及びその家族の置かれた状況を考慮して相当と認められるときに限り、損害賠償額を減じることができるものとします。

(3) 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ、以下の各号に該当する場合には、事業者は賠償責任を免れます。

ア 利用者及びその家族が、契約時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して、損害が発生した場合

イ 利用者及びその家族が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して、損害が発生した場合

ウ 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に起因して、損害が発生した場合

エ 利用者及びその家族が、事業者及びサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に起因した、損害が発生した場合

(4) 利用者及びその家族などの責任において、事業者やサービス従事者が損害を被った場合は、利用者及びその家族にその損害を請求する場合があります。なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
保険名	社協の保険「賠償補償」
補償の概要	対人・対物賠償補償その他事業者が法律上の賠償責任を負った場合の補償

1.3 衛生管理等

- (1) 当施設の食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。
 - ア 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底しています。
 - イ 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ウ 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所等の助言、指導を求めるとともに関係機関等との連携に努めます。

1.4 業務継続計画の策定等

- (1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1.5 サービス内容に関する苦情

- (1) 当事業所における苦情や相談は、次の窓口で受け付けます。

花巻市社会福祉協議会宮野目 障害者基準該当生活介護事業所 電話 26-2666	(宮野目デイサービスセンター) 苦情解決責任者 根子 裕司 苦情受付担当者 小笠原 利佐
花巻市社会福祉協議会 電話 24-7222	苦情解決第三者委員 (宮野目デイサービスセンター担当委員) 鎌田 知子 電話 26-3284 池田 むつ子 電話 26-3176

- (2) 当事業所以外にも、下記の窓口で苦情・相談の受付をしています。
 - ア 花巻市健康福祉部障がい福祉課 電話 24-2111
 - イ 岩手県福祉サービス運営適正化委員会 電話 019-637-8871
 - ウ 岩手県国民健康保険団体連合会介護保険課 (苦情処理窓口)
電話 019-604-6700
 - エ 岩手県県南広域振興局保健福祉環境部 電話 0197-22-2850

重要事項の説明年月日

令和 年 月 日

障害者基準該当生活介護のサービス提供開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 岩手県花巻市石神町364番地
名称 社会福祉法人 花巻市社会福祉協議会
会長 高橋 照 幸 印

事業所 所在地 岩手県花巻市西宮野目第6地割97番地1
(宮野目デイサービスセンター)
名称 花巻市社会福祉協議会宮野目障害者基準該当生活介護事業所

説明者 氏名 印

私は、上記のとおり、契約書及び本書面により、事業者から障害者基準該当生活介護についての重要事項の説明を受け、サービス提供を受けることに同意します。

利用者 住 所

氏 名 印

上記署名は、..... (続柄等.....) が代行しました。

家族又は
代理人 住 所

氏 名 印

(利用者との続柄又は関係))